

京都市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

京都市人事委員会

委員長 松枝 尚哉

京都市人事委員会規則第4号

京都市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則
京都市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「企業職給料表第5」を「運輸職給料表」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(人事委員会事務局)